

鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業実施の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部・中山間地域政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp